

## 特命随意契約理由書

522

件名	九段中等教育学校機械警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段中等教育学校における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	九段中等教育学校は、富士見校舎が平成17年度から、九段校舎が平成23年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 5年 4月 1日
※ 契約金額	2,085,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

522

件名	旧万世橋出張所・区民会館機械警備業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	施設内における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者、地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	施設に設置している機器は下記業者が設置したものであり、施設管理上、引き続き同一業者に委託する必要がある。 また履行状況も良好であるため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 渋谷区神宮前1丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	208,560 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

522

件名	区立学校施設等の機械警備業務（番町小学校・幼稚園 他1施設）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	番町小学校・幼稚園、一番町児童館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	各施設は、番町小学校・幼稚園が平成19年、一番町児童館が平成11年から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,194,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	ふれあい会館機械警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ふれあい会館の警報機器等による防犯防災警備業務
選定理由	ふれあい会館では、平成10年4月の機械警備導入時に警報機器等の設置をしている。この機械警備機器の運用は、下記業者に限られ令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き、円滑な警備業務を継続する必要があるため、令和5年度も契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,119,360 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	千代田区役所 和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	「神保町ひまわり館」施設機械警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「神保町ひまわり館」における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	「神保町ひまわり館」は、平成9年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,347,720 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担当課	地域振興部 神保町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	花小金井運動施設機械警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	花小金井運動施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	花小金井運動施設は、平成14年度から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	330,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務(民間方式I)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ホームネット株式会社 住所 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	14,309,284 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務(民間方式Ⅱ)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 総合警備保障株式会社 住所 東京都港区元赤坂一丁目6番6号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	14,309,284 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。



## 特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務(民間方式Ⅲ)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,309,284 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務(民間方式IV)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ALSOK あんしんケアサポート株式会社 住所 東京都大田区山王一丁目3番5号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,309,284 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

613

件名	千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区民サービスを間断途絶なく提供するため、区の基幹システムである総合住民サービスシステムを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、併せて法律改正等に的確に対応し、業務が滞りなく処理されることを目的とし運用保守業務を総合住民サービスシステムの構築事業者の特命随意契約により委託している。
選定理由	<p>本件は、平成 21 年度にプロポーザルを実施（平成 23 年 10 月開始）し、前回更新から令和 4 年度で 7 年が経過した。</p> <p>国のデジタル改革を踏まえ、国の方針及び計画との整合性を図りつつ、本区にとり最適な地方公共団体情報システムの標準化に対応する必要があるため、令和 3 年度から 5 年間かけて実施しているところである。</p> <p>上記理由により、本業務については、現行システム運用保守事業者である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：株式会社 電算</p> <p>住所：長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	339,182,910 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

572

件名	千代田区生涯学習推進委員会議 運営支援業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、千代田区生涯学習推進委員の会議体である千代田区生涯学習推進委員会議の運営を効果的・効率的かつ総合的に推進するために委託する。
選定理由	<p>千代田区生涯学習推進委員は学識経験者、生涯学習関係機関及び推薦する者、区内に設置された各学校の長、公募による区民の中から委嘱された者が区に対して意見や提言を行うものである。</p> <p>そのため本業務においては生涯学習の推進条例の趣旨を理解する他に、本区の地域特性や実情を十分理解した者が課題整理や推進会議の進行を進めていかないと業務の履行を達成できないものである。</p> <p>下記事業者は他自治体にて生涯学習計画の策定等の実績があり造詣が深く、昨年度本業務を実施しており、会議の経緯内容等蓄積された実績があるため今年度も引き続き同一の事業者運営支援を委託する必要がある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会社名 有限会社 Anchor</p> <p>所在地 東京都千代田区内神田 2-3-6 楓ビル B1</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 2 日
※ 契約金額	2,982,100 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

# 特命随意契約理由書

347

件名	客引き行為等防止パトロール業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を行う。併せて、路上喫煙や放置自転車等への指導を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度：令和2年度 (令和3年1月27日付2千地安生発第205号 令和3年度開始) 2. 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3. 継続年数：2年 4. 評価：良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 シンテイ警備株式会社 住所 中央区新富一丁目8番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	107,822,550 円 (消費税を含む) <del>※総額他</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。